2019年度事業報告書

I. 電力広域的運営推進機関の概要

1. 目的

電力広域的運営推進機関(以下、「本機関」という。)は、電気事業者が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視及び電気事業者に対する電気の需給の状況が悪化した他の電気事業者への電気の供給の指示等の業務を行うことにより、電気事業の遂行に当たっての広域的運営を推進することを目的とする。

2. 業務内容

本機関は、電気事業法(昭和39年法律第170号、以下「法」という。)に基づき、次の業務を行う。

- ① 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況の監視を行うこと。
- ② 会員が営む電気事業に係る電気の需給の状況が悪化し、又は悪化するおそれがある場合において、電気の需給の状況を改善する必要があると認められるときは、会員に対し指示を行うこと。
- ③ 送配電等業務指針を策定すること。
- ④ 電気事業者から供給計画を受け取ったときは、これを取りまとめ、意見があるときは当該意見を付して経済産業大臣に送付を行うこと。
- ⑤ 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行うこと。
- ⑥ 送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため必要な電気供給事業者に対する指導、勧告その他の業務を行うこと。
- (7) 送配電等業務についての電気供給事業者からの苦情の処理及び紛争の解決を行うこと。
- ⑧ 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、電気事業の遂行に当たって広域的運営を推進する目的 を達成するために必要な業務を行うこと。

3. 事務所の所在地

東京都江東区豊洲6丁目2番15号

4. 会員の状況

2020年3月31日現在の会員数は、1,506事業者である。

(内訳) 一般送配電事業者:10事業者

送電事業者: 3 2 事業者 特定送配電事業者: 3 2 事業者 小売電気事業者: 6 4 6 事業者 発電事業者: 8 7 9 事業者

5. 役員の状況

2020年3月31日現在の役員は、次のとおりである。

 理事長
 金本
 良嗣

 理事
 都築
 直史

 理事
 進士
 營夫

 理事
 寺島
 一希

 理事
 内藤
 淳一

 監事(非常勤)
 高木
 佳子

 監事(非常勤)
 千葉
 彰

6. 評議員の状況

2020年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

評議員会議長	野間口	1 有	(三菱電機株式会社 特別顧問
			国立研究開発法人産業技術総合研究所 最高顧問)
評議員	秋池	玲子	(ボストン コンサルティング グループ マネー
			ジング・ディレクター&シニア・パートナー)
評議員	伊藤	麻美	(日本電鍍工業株式会社 代表取締役)
評議員	牛窪	恭彦	(株式会社みずほ銀行 執行役員 リサーチ&コン
			サルティングユニット 副ユニット長)
評議員	江﨑	浩	(東京大学大学院 情報理工学系研究科 電子情報
			学専攻 教授)
評議員	大石	美奈子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル
			タント・相談員協会 代表理事・副会長)
評議員	倉貫	浩一	(株式会社読売新聞 東京本社 編集委員)
評議員	髙村	ゆかり	(東京大学 未来ビジョン研究センター 教授)
評議員	竹川	正記	(株式会社毎日新聞社 東京本社 論説委員)
評議員	村上	政博	(成蹊大学法務研究科 客員教授)
評議員	柳川	範之	(東京大学大学院 経済学研究科 教授)
評議員	山内	弘隆	(一橋大学大学院 経営管理研究科 経営管理専攻
			特任教授·一般財団法人運輸総合研究所 所長)
評議員	山地	憲治	(公益財団法人地球環境産業技術研究機構 副理事
			長・研究所長)
評議員	横山	明彦	(東京大学大学院 工学系研究科 電気系工学専攻
			教授)

7. 職員の状況

2020年3月31日現在の職員数は、158名である。

Ⅱ. 2019年度における個別業務の実施状況

2019年度の業務実施状況は次のとおりである。

1. 送配電等業務指針の策定及び変更(法第28条の40第3号)

2019年度は、送配電等業務指針の改定を3回実施した。主たる改定内容は以下のとおり。

① 容量市場に関する規定の新設

2020年度の容量市場開設に向け、容量市場に関する規定を策定した。策定に際しては、事業者に説明を行うなどルールについての理解促進に努めた。策定した規定については、7月1日に経済産業大臣の認可を受け、容量市場開設の準備状況に鑑み、2020年2月1日より施行した。

② 系統連系技術要件に関する規定の変更

国の審議会等の整理を踏まえ、今後の再生可能エネルギーの導入拡大に適切に対応するため、グリッドコードの段階的な整備を行うこととした。その一環として、火力発電設備等が具備すべき周波数調整機能を整理し、一般送配電事業者が系統連系技術要件に定める旨送配電等業務指針に規定し、12月11日に経済産業大臣の認可を受けた(2020年4月1日より施行予定)。

③ 東北東京間連系線増強工事等の特定負担者の取扱いに関する規定の新設 東北東京間連系線の増強工事等の費用の一部を負担した特定負担者について、具体的 な取扱いに関する規定を新設し、3月30日に経済産業大臣の認可を受けた。

2. 供給計画の取りまとめ、検討及び経済産業大臣への送付(法第28条の40第4号)

(1) 供給計画の取りまとめ

2020年度供給計画の取りまとめについては、電気事業者計1,484者から供給計画の提出を受け、これらの内容の適切性を確認した後、需給バランスの見通し、流通設備計画の状況等を取りまとめた。

取りまとめにおいては、容量市場導入等を見据え、再生可能エネルギーの供給力評価 方法の見直しや、月別需給バランス評価期間を拡大する等の変更を行った。

あわせて、安定供給の確保に向けた電源の補修停止調整の重要性、容量市場開設後の供給計画の在り方、電力系統に関するマスタープラン作成に向けた取り組みに関する意見を付して、3月31日に経済産業大臣に送付した。

(2) 需要想定に関する業務

会員による需要想定が適切かつ円滑に行われるようにするため、需要想定の前提となる全国経済見通しを策定し、11月27日に公表した。

また、一般送配電事業者たる会員から提出された供給区域ごとの需要想定を基に全国の需要想定を策定し、供給区域ごとの需要想定とともに、1月15日に公表した。

上記の実施にあたり、各会員による想定内容及び想定手法等の妥当性検証を強化し、 会員の想定方法の改善に繋げた。

(3) 夏季及び冬季の電力需給検証

電気事業者が保有する供給力と短期の需要予測に基づき、2019年度夏季及び冬季 の電力需給について事前検証を行い、全国大で電力の安定供給に必要な供給予備率を確 保できる見通しであることを確認した。あわせて、2018年度冬季及び2019年度 夏季の電力需給の実績についても検証し、電力の安定供給に必要な予備率を確保してい たことを確認した。

- 3. 入札の実施その他の方法により発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者を募集する業務その他の発電用の電気工作物の設置を促進するための業務(法第28条の40 第5号)
- (1) 電源入札等の要否に関する検討

2020年度供給計画の取りまとめ結果及び電力需給検証(2020年度冬季の需給変動リスク分析を含む)に向けた需給バランスの評価、潜在的な供給力の動向、中長期的な需要動向等を検証した結果、2020年度から2029年度までの期間を通じて供給予備力が基準を上回ったため、電源入札等は不要となる見通しとなった。最終的な要否については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため会議等を延期し、2020年4月以降に判断することとした。

(2) 容量市場の導入に向けた検討

容量市場の導入に向けて制度詳細設計と運営体制整備の両面から検討を行った。制度設計に関しては、「容量市場の在り方等に関する検討会」を国との共同事務局にて5回開催し、これまでの国の審議会等を踏まえて検討した。この中で、適正な競争環境の確保と再生可能エネルギー・揚水発電所の評価方法の確立を中心として、容量市場の導入時期といった制度面から容量拠出金のキャッシュフローの在り方といった実務上の観点まで、幅広い議論を行い方向性や詳細論点等を決定した。

運営体制整備に関しては、2020年7月の容量市場の開設、すなわち初回メインオークションを行うことを念頭に、市場参加者の利便性を考慮した業務フロー・業務システムの設計や、業務量想定に基づき詳細な業務運営の検討を行った。2019年4月には発電設備等の情報掲示板を立ち上げ、9月にはメインオークションの募集要綱案を開示し、事業者への説明会を実施後、意見募集による幅広い意見を踏まえ、容量市場検討会での議論を経て、2020年2月に募集要綱及び業務マニュアル(参加登録編)を策定・公表した。並行して容量市場システムの開発を進め、3月には参加登録の受け付けを開始すると共に、システムマニュアル(参加登録編)や各種フォーマット等の公表を行い、事業者対応の段階に入った。

また、事業者等の理解を促進するため、制度概要説明会に加え、制度詳細説明会、実務説明会等も実施し、容量市場開設に向けた準備を進めた。

(3) 需給調整市場の導入に向けた検討

需給調整市場創設に向け、市場運営等に係る詳細検討を行う「需給調整市場検討小委員会」を6回、技術的検討を行う「調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会」を7回開催した。その中で、2021年度に開場する三次調整力②(再生可能エネルギー出力予測誤差に対応する調整力)について、必要量や詳細要件(事前審査、リクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等)、発動指令電源の運用方法、余力活用

の仕組み等のほか、市場運営ルールの検討を行った。また、詳細仕様については、意見 募集を行ったうえで決定し、一般送配電事業者による取引規程の制定やシステム仕様等 市場開設準備を整えた。

そのほか、2022年度に開場予定の三次調整力①について、調整係数や詳細設計の 方向性等を決定した。

4. 送配電等業務に関する情報提供及び連絡調整(法第28条の40第8号)

(1) 広域系統長期方針

「広域系統整備委員会」において7回の審議を行い、以下の取り組み事項の実現に向けた検討を行った。

① コネクト&マネージに関する取り組み

出力制御方法や各種市場での取り扱いなど具体的な対応の方向性を整理し、試行ノンファーム型接続の適用を2019年9月より開始した。

また、N-1 電制の本格適用の早期実現に向けて、費用精算の仕組みに関して、具体的な対応の方向性を整理した。

② 費用便益評価を用いた広域系統整備計画業務に関する取り組み

増強することが適切ではない「ノンファーム適用系統」の判断要件を定め、空き容量 ゼロとなった個別系統に対する判断要件の適合性を確認した。

また、国の審議会では合理的な設備形成や電源接続のルール、レジリエンスについて 議論が行われており、広域機関においても中長期的な将来の電力システムを見据えて、 設備形成の方向性を示す「電力系統に関するマスタープラン」の基本的な考え方を 整理し、2022年度の完成に向けて検討を進めることとした。

③ 効率的なアクセス業務の在り方に関する取り組み

現状の電源接続案件募集プロセス(以下、電源募集プロセスという。)を改善して、 新たに「電源接続案件一括検討プロセス」を策定し、導入に向けた運用ルールを検討した。

(2) 広域系統整備計画

北海道本州間連系設備について、「電力レジリエンス等に関する小委員会」の検討を踏まえ、新北本連系設備ルートを活用した30万kW増強案の基本要件及び受益者の範囲を決定した。また、北海道電力、東北電力による実施案について、電力系統性能基準を満たしていることや工事額・工期の妥当性を確認した。

なお、現在の北本連系設備の自励式への転換については、設備更新時期に改めて検討することとした。

また、東北東京間連系線については、一部の特定負担者が辞退したが、十分な費用便益が見込めることから、現行規模で増強工事を継続することとした。

東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る2つの広域系統整備計画について、「コスト等検証小委員会」を2回開催し、コスト等の妥当性を確認した。

(3) 系統アクセス業務の実施

① 系統アクセス業務

系統連系希望者から事前相談39件、接続検討81件の申込みを受け付け、年度繰越分も含め、事前相談43件、接続検討70件への回答を行った。

また、系統アクセス業務に係る情報の取りまとめ結果の公表、一般送配電事業者による回答遅延解消に向けた取り組み状況の確認等を行い、系統アクセス業務の品質改善を図った。

② 電源募集プロセス

電源募集プロセスについて、6エリアの電源募集プロセスの完了を図るとともに、東 北北部エリアの電源募集プロセスについては早期完了対策を導入することで、系統連 系希望者の契約時期を早めた。

③ リプレース案件系統連系募集プロセス

業務規程第90条に基づき、設備容量10万kW以上の発電設備等が廃止となる2件のリプレース該当性判断を実施した。そのうち1件については、リプレース案件系統連系募集プロセスに該当すると判断したことから、当該プロセスを開始した。

(4) 調整力及び必要予備力の在り方の検討

「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」を11回開催し、調整力・予備力の在り方等の検討を行った。主な検討内容は以下のとおり。

- ① 一般送配電事業者が公募調達する調整力の必要量等
 - 電源 I の必要量

前年度と同様に「供給予備力確保との関係」を踏まえて、最大3日平均電力の7% を電源Iとして確保することが適当であることを示した。

・電源 I ´の必要量等

「10年に1回程度の猛暑や厳寒による需要増加に対する暫定的な対応」という従来の考え方に加え、計画外停止に対応することを考慮して電源 I ´必要量を示した。

電源 I ´のエリア外調達

電源 I ´のエリア外調達に伴う連系線の容量確保のため、「卸電力市場に与える影響(経済損失)」と「電源 I ´エリア外調達による調達コスト削減見込み」との経済性比較を行い、電源 I ´エリア外調達可能量の上限値を国と連携して整理した。

② 供給信頼度評価等

現状の供給信頼度レベルを維持することとし、全国の供給信頼度基準として需要1kWあたりのEUE (Expected Unserved Energy: 供給不足電力量の期待値)の値を新しい供給信頼度の基準とした。

また、容量市場の開設に向けて、再生可能エネルギーや揚水発電の調整係数算定の考え方、需給ひつ迫対応等について整理を進めた。

(5) 地域間連系線の管理

下記項目をはじめとする地域間連系線の管理に関する業務を行った。

① 経過措置計画の管理及び承認電源等の審査

間接オークションにおける経過措置計画の管理については、前日スポット市場への入札実績と経過措置計画値の乖離が大きい事象等についてチェックを行い、適宜事業

者に対する注意喚起を行った。また、承認電源等の新規承認審査及び定期審査を行った。

② 間接送電権市場に関係するシステム改修

運用容量等諸元データをシステム連携できるようにシステム改修を行い、間接送電 権発行に必要な連系線の空容量等を自動通知できるよう運用改善を図った。

③ 運用容量及びマージンの設定

「運用容量検討会」6回、「マージン検討会」4回の検討を経て、各連系線の運用容量及びマージンを設定・公表した。

運用容量の算出にあたっては、「東北東京間連系線の短工期対策」や「負荷側周波数低下リレーの整定変更を踏まえた周波数低下限度の再整理」による算出方法の見直し、及び「中国エリアの系統安定化装置更新」に伴う関西中国間連系線の運用容量拡大等を実施した。

また、電源 I ´ (厳気象時に備えた供給力等) の広域調達のためのマージンについて、 考え方の整理を行った上で、「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会」での審 議を経て、マージンを設定・公表した。

④ 調整力の広域的運用

2020年4月からエリア外からの調達を含めた電源 I への広域的調達開始に向けて、一般送配電事業者との調整等を行った結果、必要なシステム改修を実施するまでは、広域機関にて手動で連系線潮流管理値 (P0) を変更することとした。

(6) 作業停止計画の調整

会員等から提出される広域連系系統等の作業停止計画について、2019年度月間計画及び2020年度、2021年度分の年間計画を確認し承認した。また、発電事業者側の長期的な予見性を確保するため、2022年度以降において計画が具体化しており、連系線の運用容量に長期間影響を与える件名についてもあわせて公表した。

加えて、2019年度の発電抑制を伴う複数事業者間の作業停止調整について、その 調整状況を聞き取り・助言するなど適切に運用されていることを確認した。

そのほか、流通設備の事故等により緊急的に複数事業者の発電制約が必要となる場合について整理して、作業停止計画調整マニュアルに反映し、計画どおり10月から運用を開始した。

また、発電単価の高い電源を抑制する一般送配電事業者調整方式について、発電単価の把握方法など具体的な検討を開始した。

(7) 需要者スイッチング支援

スイッチング支援システムを大きなトラブルなく安定的に運用した。

「スイッチング支援に関する実務者会議」を5回開催し、議論等を踏まえて、2件のシステム改良を行った。また、議論の概要及び取りまとめ結果を遅滞なく公表した。

(8)情報通信技術の活用支援

情報通信技術の活用では、需給調整市場システムにおいて必要となる取引会員と一般送 配電事業者各社の電子情報交換の規格を、ビジネスプロトコル標準規格として制定した。 サイバーセキュリティ対策では、会員向け啓発活動として自己診断ツールを展開し、報告を受けた。また、改善を要する会員に対して助言を行うとともに全会員に結果を情報提供した。

さらに、電力 I SACに参加し、そこで得られたサイバー攻撃被害や情報システムの 脆弱性等の知見を会員に提供した。

(9) 系統情報の公表

「系統情報の公表の考え方」に基づき、地域間連系線及び全国の電力需給に関する情報等をウェブサイト上で公表した。

また、事業者のニーズを踏まえて、公表機能のさらなる充実化に向け検討を進め、広域機関システムにおける需要実績画面や連系線空容量画面の機能を改良した。

(10)業務品質の向上

広域系統整備計画の策定、系統アクセス検討結果の検証、地域間連系線の管理等の各業務において、シミュレーション解析ツールを活用した技術的検証等により的確な業務遂行に努めた。

また、広域連系系統での費用便益評価のため、新たに導入した広域需給シミュレーションツールを活用し、試行ノンファーム適用系統の検討における影響評価を実施した。

さらに、マスタープラン検討に必要な広域連系系統モデルの構築等、本格導入に向けた環境整備を行った。

(11)システム開発の円滑な実施

容量市場システムにおいて、一次開発システムの開発(参加登録関連機能の開発)を 着実に進め、計画どおり2020年3月より参加登録の受け付けを開始した。

広域機関システムの開発・保守については、組織体制の明確化・業務プロセスの改善・工程管理・品質管理を厳格に行い、間接送電権の機能改良、及び需給調整市場の要件定義・基本設計を遅滞なく完了した。

また、広域機関システムの増強・拡張については、拡張性確保・可用性向上・保守性向上を見据えた抜本的な改善計画を3年計画で策定し、2019年度は概ね計画通り完了した。 さらに、適正なシステム開発計画について議論する場として、「広域機関システムの中長期計画に関する検討会」を設置し、3回の検討会を経てコスト削減を織り込んだ予算計画を策定した。

5. 電気の需給の状況の監視(法第28条の40第1号)

(1) 会員の需給状況の監視

広域機関システムを通じて各一般送配電事業者の中央給電指令所と連携し、収集した 情報を活用して、各エリア及び全国大の電気の需給状況を常時監視した。

また、複数の計画間の整合性及び計画と実績の差(インバランス量)についてチェックを行い、適宜事業者に対する注意喚起を行うとともに、不整合のある計画提出や多量のインバランスの発生を繰り返している事業者に対しては改善を求め、必要に応じて指

導を行った。既に指導を行った事業者に対しては、インバランス量を確認し、改善を確 実なものとした。

(2) 大規模停電リスクに備えた運用対策

「電力レジリエンス等に関する小委員会」で、負荷側周波数低下リレー等による対策をまとめるとともに、発電側周波数低下リレーの整定の考え方を整理した。あわせて、既設発電設備の整定変更に向けた取り組み、新設発電設備への対応としてのアクセス指針変更案を報告した。また、広域的な停電からの系統復旧方策について検討すべき項目を整理し、項目ごとに考え方の検討を進めた。

2018年9月に発生した北海道胆振東部地震による北海道エリアのブラックアウトを受けて、国の審議会「脱炭素化社会に向けた電力レジリエンス小委員会」においてブラックアウト発生の可能性を定期的に確認するプロセスについて整理された。この整理を踏まえ、系統安定度(同期安定性)の変化を原因とする周波数低下によるブラックアウト発生の可能性について、一般送配電事業者の評価結果の妥当性を確認し、国の審議会「電力・ガス基本政策小委員会」へ報告した。

6. 需給の状況が悪化した場合等における会員への指示(法第28条の40第2号)

高気温による想定以上の需要増加や発電機トラブルに伴い、広域的な融通を行わなければ、 電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため、以下のとおり会員への指示を行った。

- ① 7月9日(九州エリア発電機トラブルに伴う供給力低下)
 - ・九州電力へ50万kWの受電指示。
 - ・関西電力へ送電指示。
- ② 9月9日(高気温による想定以上の需要増)
 - ・中国電力へ最大30万kWの受電指示。
 - 中部電力、関西電力、四国電力へ送電指示。
- ③ 9月10日(高気温による想定以上の需要増)
 - ・東京電力パワーグリッドへ70万kWの受電指示。
 - ・北海道電力、関西電力へ送電指示。
- ④ 9月10日(高気温による想定以上の需要増)
 - ・中部電力へ50万kWの受電指示。
 - ・関西電力へ送電指示。
- ⑤ 9月10日 (高気温による想定以上の需要増)
 - ・九州電力へ最大40万kWの受電指示。
 - ・関西電力、中国電力へ送電指示。

九州電力、中国電力、四国電力からの下げ調整力不足時の対応要請に基づき、再生可能 エネルギー発電設備の発生電力を他エリアへ送電するように、長周期広域周波数調整を 行った。(58回実施)

一般送配電事業者の協力のもと、6月19日に夏季重負荷期を想定した需給ひっ迫融 通指示訓練を行った。 九州電力が行った九州本土及び離島の再生可能エネルギー発電設備の出力抑制について、その都度事後検証を行い、適切に行われたことを確認の上、検証結果を公表した。加えて、2018年度九州エリアの離島にて実施された出力抑制の公平性についても検証し、結果を公表した。

7. 電気供給事業者からの苦情又は相談の対応及び紛争の解決(法第28条の40第7号)

(1) 苦情又は相談の対応

送配電等業務に関する電気供給事業者等からの苦情及び相談を21件受け付け、全ての対応を終了した。

また、2018年度、2019年度上期における苦情及び相談対応の状況について取りまとめ、公表した。

(2) 紛争の解決

和解の仲介(あっせん・調停)の申請はなかった。

8. 電気供給事業者に対する指導、勧告等(法第28条の40第6号)

指導、勧告の案件はなかった。

9. 前1.~8.の附帯業務(法第28条の40第9号)

(1)報告書の作成及び公表

次の①から⑤の内容を取りまとめ、年次報告書として公表した。

- ① 2018年度までの電力需給に関する実績(供給区域ごとの周波数変動、電圧変動、 停電状況に関する電気の質についての評価、分析を含む。)
- ② 2018年度までの電力系統に関する実績
- ③ 2018年度の系統アクセス業務に関する実績
- ④ 2019年度供給計画の取りまとめ結果等に基づく中長期の電力需給や電力系統 に関する見通し及び課題
- ⑤ 各供給区域の予備力及び調整力の適切な水準等に関する検討状況(2020年度 調整力の公募にかかる必要量等の考え方について)

(2)調査及び研究

主な調査・研究件名は次のとおり。

① 容量メカニズムに関する調査

欧米諸国の容量市場における需要曲線の考え方(発電側託送課金および他市場収益等の扱い等)、市場結果のレビューの在り方、コンティンジェンシープラン等について調査し、容量市場の検討において活用した。

- ② 東北東京間広域系統整備計画のコスト検証に関する調査 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画において、送電線新設工事、開閉所新設 工事に係るコスト等調査を行い、「コスト等検証小委員会」での妥当性確認に活用した。
- ③ 需給調整市場に関する調査

欧州における需給調整市場の制度設計(ディマンドリスポンスなど新技術の導入 背景、制度的配慮等)について調査し、需給調整市場の検討において活用した。

(3) 災害等への対応

防災業務計画については、2018年9月に発生した北海道胆振東部地震における対応等を踏まえ、災害時に国と密接に連絡調整を行うことを主旨とする変更を行い、国に報告した。また、電力関連の広域的な災害情報を国に報告することや、被災地域の情報収集や需給改善の助言を行うため国等に役職員を派遣すること等を明記した。

災害対応については、6月の山形県沖地震に際して、防災業務計画に基づく警戒態勢 発令及び警戒本部を設置し、需給状況等の情報収集にあたった。

防災業務計画に基づく総合防災訓練については、非常災害対策本部各班のアクションプランの内容や課題について、役員・部室長・非常災害対応要員で討議を実施した。

国民の保護に関する業務計画及び新型インフルエンザ等対策業務計画に関しては、国 や関係機関が開催する各種研修会、連絡協議会、訓練に参加し、関係強化を図った。 2020年3月、新型コロナウイルス対策本部を立ち上げた。

10. 本機関の目的を達するために必要な業務(法28条の40第10号)

(1) 広報

本機関のウェブサイトを活用し、理事会の開催状況等を随時公表したほか、各委員会の開催案内及び議事録・資料等会員の事業活動に関わる情報を速やかに公表した。また、需給状況の悪化時の会員への指示(5事象・6回)についても速やかに公表した。

さらに本機関の活動について、報道機関等からの取材、問い合わせ対応を随時行うと ともに、プレスリリース1回、記者向け勉強会2回を行った。

また、本機関ウェブサイトの新着・更新情報欄を、内容ごとに分類して掲載することで、見易くする改善を行った。

(2) 情報システムのセキュリティ対策

本機関が保守・運営する各種情報システムについて、コンピュータウィルス、不正アクセス及び脆弱性問題等による被害は発生しなかった。

また、第三者による情報セキュリティ監査を行い、役職員等に対する研修として、情報セキュリティに関する規程の説明、標的型メール訓練、チェックシートによる自己点検を行った。

その他、本機関のシステムへの攻撃等の脅威に対する備えとして、攻撃を受けたこと を前提としたルールの整備と訓練を行った。

(3) バックアップ拠点の維持

大阪バックアップ拠点において、システムの稼働確認及び職員の対応訓練を行った。 また、大阪バックアップ拠点の設営時間短縮のため、電気通信設備の環境整備を実施した。

(4) 職員の確保・育成

プロパー採用、出向受入及び派遣職員受入により業務遂行に必要な要員を確保した。 プロパーについては、新卒採用(予定)者1名のほか、専門性をもったプロパー職員1名 を中途採用した。

育成関係については、機関外の講師を招いてプロパー職員対象の研修会を実施、新卒者には各部毎の業務に関する基礎的な研修及び送配電等業務に係る専門技術研修を 実施した。

Ⅲ. 総会、理事会、評議員会の開催状況

当年度の総会、理事会、評議員会の開催状況は、以下のとおりである。

1. 総会の開催状況

計3回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

2. 理事会の開催状況

計43回開催し、都度、議案及び議事概要を公表した。

3. 評議員会の開催状況

計4回開催し、会員の独立した客観的な視点から本機関の重要事項を審議し、都度、議 案及び議事録を公表した。